



Special Olympics
Nippon

特定非営利活動法人

スペシャルオリンピックス日本

定 款

施行 平成13年5月22日

改正 平成14年6月18日

改正 平成15年7月27日

改正 平成18年7月 5日

改正 平成19年6月23日

改正 平成21年8月20日

改正 平成22年10月13日

特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本 定款

(使命)

スペシャルオリンピックスの使命は、知的発達障害のある人たちに年間を通じて、オリンピック競技種目に準じたさまざまなスポーツトレーニングと競技の場を提供し、参加したアスリートが健康を増進し、勇気をふるい、喜びを感じ、家族や他のアスリートそして地域の人々と、才能や技能そして友情を分かち合う機会を継続的に提供することである。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本という。ただし、[SO日本]と略称することができる。また「スペシャルオリンピックス」は「SO」及び「エスオー」と略することができる。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人の事業は、米国ワシントン特別区の非営利法人である「スペシャルオリンピックスインク（以下「エスオー国際本部」という）」の定める使命と目的及び諸規則に基づき、知的発達障害のある人たち（以下、「アスリート」という）とコーチ、ボランティアほか一般市民が、日常のスポーツトレーニングや競技会、大会またはレクリエーションプログラムを通じて共に成長しながらアスリートの自立と社会参加を促進することを目的とする。この目的を達成するためにこの法人は全国各地にそのプログラム実施の拠点を設ける。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域社会における知的発達障害者のスポーツ振興のためのトレーニングプログラム、競技会、研修会の実施、並びに地区組織の設置
 - (2) SO国際本部等が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会やその他の会合への参加
 - (3) この法人の活動に興味を示す団体あるいは個人に必要な資料、情報及び技術援助の提供
 - (4) この法人の活動に携わるボランティアへの各種の研修プログラムの提供
 - (5) 知的発達障害者に関する一般社会の理解をより深めるための広報・啓発事業
 - (6) その他、知的発達障害者の地域社会における自立と社会参加を促進するための事業
2. この法人は次の収益事業を行う。
- (1) スペシャルオリンピックス関連物品の販売
 - (2) チャリティ催事の開催
 - (3) チャリティスポーツの実施
 - (4) この法人の保有する無体財産権の提供を行う事業
3. 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 社員

(種別)

- 第6条 この法人の社員は、全て特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。
2. この法人の社員はこの法人の目的に賛同し、維持・発展に寄与するもので、その諸活動に積極的に参加する個人及び団体とする。

(入会)

- 第7条 社員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
2. 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 社員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 社員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は社員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

- 第10条 社員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 社員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その社員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、諸規則や総会の決議等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

- 第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以上27名以内
 - (2) 監事 2名
2. 理事のなかから、理事長1名、副理事長2名以内を定めるものとし、専務理事1名を置くこととする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において社員のなかから選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 専務理事は、理事会にて理事のなかから選任する。
4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。
5. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
6. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。尚、理事は本法人の職員を兼ねることができる。

4. 専務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を処理する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、原則として無報酬とする。但し、常勤の役員に限り役員報酬を受けることができるが、その数は役員総数の3分の1以下とする。

2. 前項の規定は、役員が職員を兼ねて職員としての給与を受けることを妨げない。
3. 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
4. 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(名誉会長、会長、顧問・評議員・参与ならびにアドバイザー)

第20条 この法人に法上の役員その他、名誉会長、会長、顧問、評議員、参与及びアドバイザー若干名を置くことができる。

2. 名誉会長、会長、顧問ならびに評議員及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
3. 名誉会長、会長、顧問ならびに評議員及び参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。
4. アドバイザーは、この法人の活動に理解を示し、かつ積極的に参加する意欲のある各分野の専門家を理事長が委嘱する。
5. アドバイザーは日常のプログラム、競技会、イベントなどの支援と適切な助言を与えることができる。
6. 名誉会長、会長、顧問、評議員、参与及びアドバイザーの任期については法上の役員に準ずるものとする。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、社員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散及び合併
- (3) 社員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第56条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他理事会より付議された運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長(理事長に事故ある時は副理事長)がこれにあたる。両者不在もしくは欠員の時は出席した社員のなかから選出する。

(定足数)

第27条 総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各社員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールにより表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した社員は、第27条、第28条及び次条第1項2号及び第57条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員総数及び出席者数(書面若しくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 地区組織の設立の認証及び取り消しに関する事項
- (4) 事務局及び事務所の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電子メールにより少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長(理事長に事故ある時は副理事長)がこれに当たる。

(議決と定足数)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事会の定足数は在任理事の過半数とする

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 運営組織

(常務理事会、執行委員会及び専門委員会)

第39条 この法人は、事業の円滑な運営を図るために、理事長及び専務理事の推薦と理事会の議決を経て、常務理事会、執行委員会及び各専門委員会等の運営組織を置くことができる。

(常務理事会の構成と権能)

第40条 常務理事会は理事長、副理事長、専務理事、事務局長及び理事長と専務理事が選任する若干名の理事によって構成される。

2. 常務理事会は理事長が主催し、専務理事が付議するこの法人の常務の議案を審議し議決する。
3. 常務理事会の議事は出席常務理事の過半数をもって決し、可否同数の時は理事長の決するところによる。
4. 第33条第1号、第34条第1項、同第3項、第35条、第36条第1項及び第3項、第37条第1項及び第4項、並びに第38条の規定は、常務理事会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「常務理事会」と、「理事」とあるのは「常務理事」とそれぞれ読み替えるものとする。

(執行委員会の構成と権能)

第41条 執行委員会は理事又はスペシャルオリンピックスの活動に関して経験と知識ある者の中から専務理事が選任する執行委員によって構成される。

2. 執行委員会は専務理事が主催し、理事会が委任したこの法人の日常業務を執行し、また、総会に付議すべき事項を事前に審議し理事会に提案する。

(専門委員会及び構成)

第42条 専門委員会は、この法人の事業運営に伴って生じる専門的な問題について調査検討するために専務理事が設置し、原則として理事または執行委員の中から専務理事が選任する委員長と委員長が選任する専門委員によって構成される。

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局には事務局長、及び必要な職員を置くことができる。
3. 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(地区組織)

第44条 この法人は、第3条の目的を達成するため第4条の活動、第5条の事業を地域社会で行う拠点として都道府県単位に地区組織を置く。地区組織の運営は、別途定める地区組織運営基準とこの法人が地区組織と個々に取り決める協定書によるものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) そのほかの収入

(資産区分)

第46条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、及び収益事業に関する資産の二種とする。

(資産の管理)

第47条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第48条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第49条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) 収益事業会計

(事業計画及び予算)

第50条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第51条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第52条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、専務理事にその専決権があるものとする。

(予算の追加及び修正)

第53条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は修正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第54条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第55条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第56条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第57条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第58条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7) エスオー国際本部からの認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第59条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、教育、慈善、科学研究などを目的に組織運営されている知的発達障害者のための法人、もしくは国の機関の中から、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第60条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第62条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	細川 佳代子
副理事長	加美山 節
専務理事	白木 福次郎
理事	古荘 文子
同	荒井 久也
同	井上 幹一
同	監物 永三
同	後藤 夫
同	笹原 正三
同	志村 健一
同	田川 正一
同	竹内 重年
同	田中 武夫
同	尾関 ともよ
同	平石 貴久
同	三井 嬉子
同	盛田 正明
同	師岡 文男
同	山内 美代
同	米澤 一
監事	林田 素行
同	長尾 亘
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年(2002年)3月31日までとする。ただし、この任期については第16条第1項但書の適用において算入しないものとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第50条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第55条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年(2001年)12月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 10,000円
 - (2) 年会費 10,000円

施行	平成13年5月22日
改正	平成14年6月18日
改正	平成15年7月27日
改正	平成18年7月 5日
改正	平成19年6月23日
改正	平成21年8月20日
改正	平成22年10月13日